

道路交通法(警察庁)上の乗用型農耕トラクタの区分

区 分		小型特殊自動車	大型特殊自動車
最高速度		15km/h 以下	左記の条件を1つでも満たさないもの
車体の大きさ (作業機装着時はこれも含む)	全 長	4.7m 以下	
	全 幅	1.7m 以下	
	全 高	2.0m 以下 (注1)	
運転免許		小型特殊自動車免許 普通自動車免許等の上位免許	大型特殊自動車免許

注1: ヘッドガード、安全キャブ、安全フレーム、その他これらに類する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものは2.8m以下です。

道路運送車両法(国交省)上の乗用型農耕トラクタの区分

区 分		小型特殊自動車	大型特殊自動車
最高速度		35km/h 未満	35km/h 以上
車体の大きさ (注3)	全 長	制限なし	制限なし
	全 幅		
	全 高		
車検		不要	必要
自賠責保険		不可(任意保険加入推奨)	必要
ナンバープレート		市町村役場で交付 (注2)	運輸支局で交付
地方税(地方税法:総務省)		軽自動車税	固定資産税

注2: 公道走行の有無に関わらず、当該自動車を所有する場合は必要です。

注3: 自動車種別の全長、全幅、全高は、いずれの場合でも保安基準の最大寸法は満たす必要があります。

道路運送車両法(国交省)上のトレーラ(被けん引自動車)の区分

区 分		小型自動車	普通自動車
車体の大きさ (注3)	全 長	4.7m 以下	左記の条件を1つでも満たさないもの
	全 幅	1.7m 以下	
	全 高	2.0m 以下	
該当するトレーラの例		小型農用トレーラ	大型サイレージトレーラ コンバイントレーラ等
車検・自賠責保険		必要	
ナンバープレート		運輸支局で交付	
地方税(地方税法:総務省)		自動車税(被けん引小型)	自動車税(被けん引普通)
けん引免許 (道路交通法:警察庁)		車両総重量が750kg 以下の場合には不要	

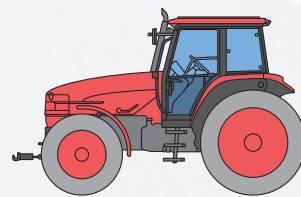
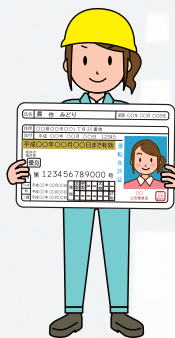
注3: 自動車種別の全長、全幅、全高は、いずれの場合でも保安基準の最大寸法は満たす必要があります。

トレーラをけん引した農耕トラクタが「公道走行」に必要な運転免許

Q 農耕トラクタでトレーラをけん引する場合、どのような運転免許が必要ですか？

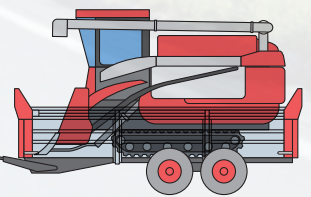
A 道路交通法上の小型特殊自動車の規格以外の農耕トラクタには「大型特殊免許」が必要です。

さらに、車両総重量が750kgを超えるトレーラをけん引する場合は、「普通免許」や「大型特殊免許」(大きさ等による)とともに、「けん引免許」も必要です。



小型特殊自動車の規格以外の
農業用トラクタ

大型特殊免許



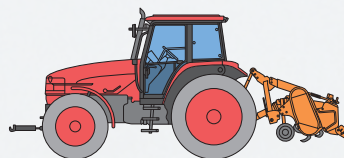
車両総重量750kgを
超えるトレーラ

けん引免許

「公道走行」ができる作業機のタイプ (条件を満たした場合に限る)

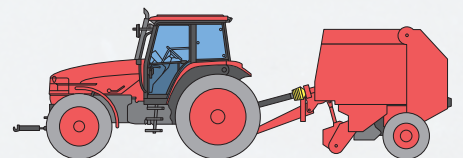
Q 作業機をけん引する場合も公道走行ができますか？

A 公道走行できるのは条件を満たした直装タイプだけです。けん引タイプは現状では公道走行ができません。



直装タイプ

条件を満たせば公道走行ができます



けん引タイプ

現状では公道走行ができません